

これまでの議論の整理（案）についての意見

株式会社 LITALICO 野口晃菜

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

（保護者への具体的な情報提供）

・就学先決定については、「ここで一度決めたらもう変えられないのではないか」と思わざるを得ない保護者が多く、保護者にとって非常に負担がかかる。特別支援教育全体の概要についてはもちろん、教育の場や合理的配慮に関する情報提供については、本人・保護者に意思表示の権利があることについて、障害者権利条約や障害者差別解消法などの背景も含めた情報提供が必要である。また、転級や転学の手続き方法、就学支援委員会の決定や、学校での合理的配慮の意思表示の手続き、学校との合意形成がうまくいかない場合の手続きなどの詳細について情報提供をすべきである。

※参考：イリノイ州特別教育保護者ガイドブック：[https://www.isbe.net/Documents/parent\\_guide\\_english\\_pf.pdf](https://www.isbe.net/Documents/parent_guide_english_pf.pdf)

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

・通常の学級においても障害のある子どもが在籍していること、交流及び共同学習を拡充していくことを踏まえ、通常の学級において、「全員が同じ内容を同じペースで同じ方法で学ぶ」ことを前提とした授業づくりや学級経営ではなく、障害のある子供も含めた多様なニーズのある子供がいることを前提とした学級経営・授業づくりがされるべき。

・小中学校においても保護者への情報提供や子供を中心とした連携、保護者支援（ペアレントトレーニングなど）をしていく必要がある。

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

（求められる専門性）

・原則共に学ぶことを進めるために、通常学級においてはユニバーサルデザインの視点を取り入れるなど、「全員が同じ内容を同じペースで同じ方法で学ぶ」ことを前提とした授業づくりや学級経営ではなく、基礎的環境整備として、多様なニーズのある子供がいることを前提とした学級経営・授業づくりに関する専門性が必要である。

（養成・研修）

・学習障害のある子供に対し「ノートは他の子供と同じように書くべき」、感覚過敏のある子供に対し、「配慮ではなく我慢をするべき」といった考えの教師が通常の学級には多くいる。合理的配慮は子供が学びにアクセスするための権利であること、通常の学級でどのような合理的配慮ができるのかを具体的に学ぶべきである。

2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性

3. 特別支援学校の教師に求められる教師の専門性

（求められる専門性）

・行動面に困難さのある子供に対しては、教師が抑圧的に関わる関わり方しか知らないために、体罰に発展する危険性がある。そのため、行動問題について、エビデンスのある指導方法を教師は学び、活用していく必要がある。

#### IV. ICT利活用による特別支援教育の質の向上

(校務のICT化)

・コロナの影響を踏まえ、個別の教育支援計画や指導計画のICT化、ICTを活用したオンライン授業、関係機関も含めたオンラインでのケース会議などは迅速に推進していきたい。コロナ禍においてオンラインにて研修やスーパービジョン、コンサルテーションをおこなったが、学校にとっての負担軽減にもつながった。ICTの活用については自治体差、学校差が大きいため、今回のGIGAスクールで全体で強く推進していきたい。

#### V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

・トライアングルプロジェクトを踏まえ、福祉（児童発達支援、放課後等デイサービス）と個別の教育支援計画を共有する、ケース会議をする、などの具体的な連携が必要である。